

山監査第115号
令和7年(2025年)11月11日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江本勝一

山陽小野田市監査委員 藤岡修美

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
令和7年11月11日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告書を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

経済部

農林水産課及び公営競技事務所

3 監査の期間

令和7年9月8日から令和7年11月6日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和7年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 土地・建物貸付について

建物使用賃貸借契約の締結について、企画部長の合議がない。（文書番号 45、46、47）また、市有地貸付契約の締結についても企画部長の合議がなく、貸付料の算出根拠が示されていない。（文書番号 265）

⇒ 市財務規則第131条によると、普通財産の貸付けを行おうとする場合は企画部長の合議が必要となっている。適切に処理されたい。また、文書番号 265においては貸付料の算出根拠を示されたい。

【公営競技事務所】